

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

このことについて、令和5年5月8日付けで『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド』は廃止し、次のとおり取扱うこととします。

1 職員が感染した際の人事課への報告

→ 不要とします。

2 職務専念義務免除（有給）となる事由

- ①各施設等の休業等に伴う自宅待機 ②臨時休校等に伴う子の世話
 - ③検疫法による停留措置等 ④医師の診断等に基づく感染疑い
 - ⑤感染者との濃厚接触者
 - ⑥ワクチン接種またはワクチン接種に伴う副反応
- すべて廃止とします。

3 病気休暇取得手続の特例（添付書類の簡素化）

→ 廃止とします。

4 臨時的に拡大した時差勤務パターンの取扱い

→ 当面の間継続します。

5 勤務中における感染防止対策

→ 次の事項については継続して対策をお願いします。

- ・ 窓口におけるアクリル板等の設置（※）
- ・ こまめな手洗い、うがい、手指の消毒
- ・ 会議等で室内が密になる場合の換気（※）
- ・ 咳やくしゃみ等の症状がある場合の、マスク着用などの咳エチケットの心掛け
- ・ 医療機関や高齢者施設等に訪問する場合の感染防止対策の徹底

※執務スペースにおけるアクリル板等の設置については任意としますが、撤去する場合は、当面の間各課において保管をお願いします。

※庁内放送による感染防止対策の呼びかけは終了します。

6 職員が感染した場合の対応

当該職員は、感染が判明した旨所属長に連絡し、発症翌日から5日間（症状軽快後24時間）は出勤を控えてください。

また、回復後は、発症日から起算して少なくとも10日間は勤務時等のマスク着用を心掛け、高齢者等との接触は控えてください。

7 職員の同居の家族等が感染した場合の対応

当該職員は発症翌日から7日間、勤務時等のマスク着用を心掛け、高齢者等との接触は控えてください。

8 大型連休期間中（5月3日～7日）の対応

職員は引き続き感染防止対策を心掛け、期間中に職員から感染の報告を受けた所属長は、連休明け（8日）に人事課に報告してください（8日に感染が判明した場合の報告は不要です）。

9 職員への周知

各所属長宛てに事務連絡を発出します。

<参考>

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について（令和5年4月21日付け閣人人第322号、内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知）